

仲裁人の開示義務違反を理由とする仲裁判断の取消し（肯定）

【文献種別】 決定／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 平成28年6月28日
【事件番号】 平成27年（ラ）第547号
【事件名】 仲裁判断取消申立棄却決定に対する抗告事件
【裁判結果】 原決定取消し・申立て認容（仲裁判断取消し）
【参照法令】 仲裁法18条1項2号・4項、44条1項6号・6項
【掲載誌】 判時2319号32頁、判タ1431号108頁、金判1498号52頁

LEX/DB 文献番号 25448105

事実の概要

1 日本商事仲裁協会に係属した事件について、国際的な法律事務所のシンガポール・オフィスに所属する弁護士が仲裁人に選任されたのちに、同じ事務所のサンフランシスコ・オフィスに所属する弁護士が、当該仲裁手続の被申立人が関係する訴訟の代理人を務めることとなった。本件は、仲裁人がその事実を開示しなかったことが、仲裁判断の取消事由に該当するか否かが問題となった事案である。原決定は取消しを認めなかったが、抗告審は取消事由に該当するとして仲裁判断を取り消した。

2 2011年6月に、Y₁およびY₂（以下ではYらという）はX₁およびX₂（以下ではXらという）を相手方として、空調機の新製品開発費用の負担をめぐる紛争について、大阪で日本商事仲裁協会に仲裁を付託する条項に基づき、契約義務違反はないとの宣言を求める仲裁を申し立てた。これに対して、Xらは、Yらに対して債務不履行に基づく賠償を命ずる仲裁判断を求める反対申立てを行った。2011年8月にYらは、訴外Aを仲裁人に選任したが、Xらは期限内に仲裁人を選任しなかったため、日本商事仲裁協会が訴外Bを仲裁人に選任した。同年9月、AおよびBは、仲裁廷の長に訴外Cを選任した。Cは、複数の国にオフィスを有する国際的弁護士事務所Dのシンガポール・オフィスに所属する弁護士であった。Cは、仲裁人に選任されるに際して、2011年9月

20日付けの表明書を提出していた。その表明書には、「私は、私の公正性又は独立性に正当な疑いを生じさせるおそれのある現在又は過去の案件を認識しておりません」とする記載と共に、「Dの弁護士は、将来、本件仲裁に関係しない案件において、本件仲裁事件の当事者及び／又はその関連会社に助言し又はそれらを代理する可能性があります」と記されていた。2014年8月11日に、仲裁廷は、Yらの申立てを認め、Xらの請求を退ける仲裁判断を下した。

これに対して、Xらは本件仲裁判断には取消事由があるとして、仲裁判断の取消しを申し立てた。その理由は、2013年2月以降に、D弁護士事務所のサンフランシスコ・オフィスに加入した弁護士Eが、Y₁の完全兄弟会社（Y₁の完全親会社Fの子会社G）を被告とするクラスアクションにおけるG側訴訟代理人を務めていたことが利益相反事由に該当するため（以下では、利益相反相当事由と呼ぶ）、仲裁人の開示義務に該当すると思われるところ、Cが開示義務を怠っており、仲裁判断の取消事由に該当するというものであった。

原審の大阪地裁は、申立てを棄却した。その理由は、CとEは同じ弁護士事務所に属するものの、シンガポール事務所とサンフランシスコ事務所に勤務し両者は本件クラスアクションに関する情報交換を行っていないこと、本件仲裁と本件クラスアクションは事案および当事者を異にし、関連性もないこと、C自身は本件クラスアクションに関与しておらず、また情報に接する機会を有していないことから、「仲裁人としての公正性又は独立

を疑うに足りる相当な理由がある（仲裁法 18 条 1 項 2 号）」とまではいえないとし、また、Xらは利益相反相当事由が生ずる事態が生ずることを事前に想定できたにもかかわらず問題としてこなかったことから、利益相反相当事由の不開示が開示義務違反に該当するとしても瑕疵は軽微なものであるというものであった。

これに対して、Xらが抗告を提起した。

決定の要旨

抗告認容。原決定取消しの上、仲裁判断を取り消す。

1 開示義務該当性

本決定は、本件利益相反事由が開示義務に該当すると判断した。

「開示義務は、仲裁人を忌避するかどうかの判断資料を当事者に提供するためのものであるから、その対象となる事実は、忌避事由（仲裁法 18 条 1 項）そのものよりも広い範囲の事実が含まれると解するのが相当である。本件利益相反事由は、D所属の弁護士が、本件仲裁に関係しない案件において、本件仲裁の当事者である相手方 Y₁ の関連会社を代理するというものであり、抗告人らの立場からすれば、Cを忌避するかどうかを判断するための重要な事実といえるから、これが、開示義務の対象となることは明らかである。また、EがD所属の弁護士であり、かつ、本件クラスアクションにおいて相手方 Y₁ の関連会社を代理している以上、Cについて利益相反のおそれがあり得るものと疑いを持たれるのが通常であって、それぞれが勤務するオフィスの所在国が異なるとか、本件仲裁と本件クラスアクションとはそれぞれ当事者が異なり、また、事案の同一性も関連性もないといってみても、これにより上記疑いがなくなるものではない。」「また、相手方らは、Cは、Dの方針によって、Eが本件クラスアクションに関与していることも含め、本件クラスアクションに関する情報を一切与えられていなかったから、本件利益相反事由を開示することができなかつたと主張する。しかし、仲裁人は、仲裁手続の進行中、開示義務の対象となる事実の発生時期のいかんを問わず、開示していない事実の全部

を遅滞なく開示しなければならないとされており（仲裁法 18 条 4 項）、これは、仲裁人の忌避制度の実効性を担保するとともに、仲裁に対する信頼を確保するためのものであるから、仲裁人の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実が客観的に存在しているにもかかわらずその事実を仲裁人自身が知らなかったという理由で上記開示義務を免除することはできない。」「仲裁人が手間をかけずに知ることができる事実については、仲裁人には、開示のための調査義務が課されるべきである。そして、本件利益相反事由については、Cが所属する法律事務所であるD内においてコンフリクト・チェック（当該案件の当事者及び対象を明示して当該法律事務所所属の全弁護士に利益相反がないかどうかを照会して確認する手続）を行うことにより、特段の支障なく調査することが可能であったというべきである。本件においてこのような調査がD内で実施されたかどうかは一件記録上明らかでないが、当該調査が実施されたのに開示されなかった場合にはもちろんのこと、当該調査が実施されなかったために開示されなかった場合であっても、本件利益相反事由の不開示につき、開示義務違反の責任を免れない。」

2 仲裁判断取消しの可否

「本件利益相反事由は、その内容からして、仲裁人の忌避事由に該当する可能性がないとはいえないものであり、その不開示は決して軽微な瑕疵とはいいい難いものであるから、本件開示義務違反が重大な仲裁手続保障違反でないとはいえない。また、抗告人らは、本件仲裁の手続中に本件利益相反事由を知らされていないから、仲裁手続及び仲裁人の公正に疑問を持つこともなく、本件仲裁の手続に応じ、本件仲裁判断を受けたのであるから、仮に、その手続中に忌避申立てをせず、審理終了時には本件仲裁の手続が『とてもフェアである』と述べていたとしても、そのような抗告人らの行為によって本件開示義務違反という手続上の瑕疵が治癒されることにはならない。そして、本件開示義務違反は、重大な手続上の瑕疵というべきであるから、それ自体が、たとえ、本件仲裁判断の結論に直接影響を及ぼすことがないとしても、仲裁法 44 条 1 項 6 号の取消事由に該当するというべきである。」「また、相手方らは、仮に、

本件開示義務違反が本件仲裁判断の取消事由に該当するとしても、本件申立ては、裁量棄却されるべきであると主張するが、上記のとおり、本件開示義務違反は、重大な手続上の瑕疵というべきであるから、仲裁手続及び仲裁判断の公正を確保するとともに、仲裁制度に対する信頼を維持するためにも、本件仲裁判断をそのまま維持することはできず、したがって、当裁判所は、本件申立てを裁量棄却することはしない。」

判例の解説

一 本決定の意義

本決定は、仲裁人の利益相反事由に関する開示義務違反該当性、および、その効果としての仲裁判断取消しの可否について判断を示したものである。具体的には、本件では、仲裁人に選任された弁護士と同じ弁護士事務所の別の国のオフィスに所属する弁護士が、仲裁手続の被申立人と関係する企業の訴訟代理人を務めていることが仲裁人の開示義務に該当するかどうかの問題となった。これまで同種の事案について、本件を除いて裁判所の判断がなされておらず、また抗告審が原決定と異なる判断をしているため、本決定は実務上重要な意義を有する。なお、本決定に対しては特別抗告および許可抗告が提起され、最高裁の判断が下されている¹⁾。

二 開示義務該当性

1 仲裁手続に対する信頼性の確保の要請

仲裁手続は、訴訟手続に代替する私的紛争解決手段である。仲裁手続が、国家によって運営される訴訟手続と並ぶ紛争解決手段として制度利用者の信用を得るためには、手続の透明性・公正性などを有することが不可欠といえ、そのため仲裁人に対して一定の事項について開示義務が課されている。

2 開示義務の対象事項

仲裁人の開示義務については、仲裁法 18 条が定めている。それによると、仲裁人に就任しようとする者は、「自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない」（同条 3 項）し、仲裁人は就任後

も同様に開示義務を負うとされている（同条 4 項）。この開示義務は、仲裁人に忌避事由（仲裁法 18 条 1 項 2 号）があるかどうかを紛争当事者に判断させるためのものであり²⁾、開示義務の範囲は忌避事由の範囲よりも広いものと解される³⁾。本決定も、「開示義務は、仲裁人を忌避するかどうかの判断資料を当事者に提供するためのものであるから、その対象となる事実は、忌避事由（仲裁法 18 条 1 項）そのものよりも広い範囲の事実が含まれると解するのが相当である」としており妥当と解される。

わが国の仲裁法は UNCITRAL モデル仲裁法に準拠しているが、モデル法自体は開示義務の詳細な具体的内容を明らかにすることを断念しており⁴⁾、この点について各国法に委ねていると考えられる。しかし、仲裁法は具体的な開示の範囲を、条文上明らかにしていない。そこで、国際法曹協会（IBA）が作成した国際仲裁における利益相反に関するガイドライン⁵⁾が有用と考えられ、それによれば開示義務の対象になるとと思われる⁶⁾。

3 仲裁人の継続的調査義務とその程度

仲裁人は、仲裁手続の進行中も開示義務を負う（仲裁法 18 条 4 項）。この開示義務を果たすためには、仲裁人は、手続進行中においても開示事由に該当する事実が生じたかどうか調査する義務を負うことになる⁷⁾。もっとも、この調査義務は、仲裁人就任に際しての調査義務とは程度が異なることが考えられる。仲裁人に就任するに際しては、十分な時間と手間をかけて開示事由の有無を調査する余裕があると考えられるし、また仲裁人に対する公正性・独立性をチェックするためにもそのようなことが求められよう。これに対して、仲裁手続が開始した後の仲裁人をめぐる手続外の関係は、随時変化するものであることから、調査可能領域もおのずと限界が生ずると考えられる⁸⁾。その意味では、本決定が「仲裁人が手間をかけずに知ることができた事実」については、仲裁人に調査義務が課されるとした点は、合理的な範囲で調査義務を負うものと解され、一般論として賛同しうるものである。もっとも、本件では、サンフランシスコ事務所の弁護士が加入したのは、仲裁手続開始後 1 年半が経過した後であるが、この間、仲裁手続の申立人が関係する企業（関連

企業も含めて)のコンフリクト・チェックを随時継続的になしうるのかどうかは、疑問が残るところであろう⁹⁾。

三 仲裁判断の取消可能性

1 開示義務違反と取消事由との関係

開示義務に違反した場合にどのような効果が生ずるのか。ある見解は、開示義務違反は原則として仲裁判断の取消事由のうち仲裁廷の構成又は仲裁手続が日本の法令に違反した場合(仲裁法44条1項6号)に該当すると説く¹⁰⁾。この見解は、仲裁人に就任予定の人物に関する事実が開示によって忌避事由に該当すると判断された場合には、仲裁廷の構成が変更を受けること、あるいは法が広い開示義務を課している趣旨を尊重することをその根拠として挙げる。裁判所は、原審および抗告審ともにこの見解によっていると考えられる。しかし、開示義務違反が即原則的取消しをもたらすと解することは仲裁判断の安定性確保の点から問題があるといえ、取消事由を限定的に解すべきである¹¹⁾。具体的には、開示義務違反が忌避事由に該当する事実である場合に限定すべきであると考え¹²⁾。

2 取消事由と裁量棄却の関係

仲裁法44条6項は、仲裁判断が同法44条1項各号の定める取消事由に該当する場合には取り消すことができると定めている。したがって、取消事由に該当しても、必ずしも仲裁判断の取消しに至るわけではない。すなわち、取消事由に重大性が認められ、仲裁判断の結論が左右される場合には仲裁判断は取り消されるが、そうでない場合には裁判所は、その裁量により取消申立てを棄却することができる¹³⁾。もっとも、取消事由が軽微なのか、それとも重大であるのかは定型的に判断することは困難であり、事案を実質的に判断することによらざるを得ない¹⁴⁾。原決定は、不開示の事実が忌避事由に該当しないこと、不開示の事実が本件仲裁判断の結論に影響を及ぼしたとはいえないことなどを理由に、不開示の手続違反は軽微であるとした。他方、この点について抗告審は、「本件開示義務違反は、重大な手続上の瑕疵というべきである」とだけ述べており、定型的に判断しているように読める。この点は、

より詳しい説明がなされるべきであった¹⁵⁾。

●—注

- 1) 最決平29・12・12LEX/DB25449115(許可抗告審)。
- 2) 小島武司=猪股孝史『仲裁法』(日本評論社、2014年)216頁。
- 3) 近藤昌昭ほか『仲裁法コメンタール』(商事法務、2003年)80頁。忌避事由に関する仲裁法18条1項2号は「公平性又は独立性を疑うに足りる相当な理由」とし、開示義務に関する同条3項および4項は「公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実」と規定していることから、そのように解される。
- 4) Holtzmann/Neuhaus, A Guide to The UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration, Legislative History, at 388 (1989)。
- 5) 参照、谷口安平=鈴木五十三編著『国際商事仲裁の法と実務』(丸善雄松堂、2016年)174頁以下[高取芳宏=一色和郎=松本はるか]。
- 6) 猪股孝史「判批」新・判例解説 Watch (法七増刊)20号(2017年)187頁、森下哲朗「判批」重判平成28年度(2017年)316頁。
- 7) 高杉直「国際商事仲裁における仲裁人の開示義務違反と仲裁判断の取消」『市民生活と現代法理論』(成文堂、2017年)261頁、三木浩一=山本和彦編『新仲裁法の理論と実務』(ジュリ増刊、2006年)164頁[出井直樹発言]。
- 8) なお参照、日下部真治「忌避及び利害関係情報開示に関する諸問題」仲裁・ADRフォーラム1号(2007年)59頁。
- 9) 森下・前掲注6)316頁。ただし、浜辺陽一郎「判批」WLJ判例コラム87号(2016年)3頁も参照。
- 10) 小島武司=高桑昭編『注釈と論点 仲裁法』(青林書院、2007年)113頁[森勇]、三木=山本編・前掲注7)167頁[近藤昌昭発言]。
- 11) 中村達也「判批」際商44巻11号(2016年)1628頁。
- 12) この点についての議論は、次の文献を参照。小島=猪股・前掲注2)221頁、高杉・前掲注7)263頁、山本和彦=山田文『ADR仲裁法[第2版]』(日本評論社、2015年)336頁。
- 13) 三木=山本編・前掲注7)352頁[三木浩一発言]、山本=山田・前掲注12)370頁。
- 14) 参照、猪股・前掲注6)187頁、中村達也「仲裁判断取消しの裁量棄却について」立命363=364号(2015年)435頁。
- 15) 森下・前掲注6)316頁。